

令和5年度 第1回

茨 木 市 景 観 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和5年度第1回茨木市景観審議会
開催日時	令和5年7月21日(金)10時00分開会・11時55分閉会
開催場所	茨木市役所本館4階理事者控え室(1)
会 長	加賀 有津子
出席者	<p>[委 員]</p> <p>高砂 正弘、藤本 英子 <以上学識経験者></p> <p>黒川 宗範、綿谷 賢治、亀元 靖彦 <以上関係団体></p> <p>池田 恵次 <以上市民></p> <p>(以上、計7人)</p> <p>[アドバイザー]</p> <p>中井川 正道</p>
欠席者	<p>[委 員]</p> <p>加我 宏之、山口 敬太、村上 貴信</p> <p>[アドバイザー]</p> <p>武田 重昭、松本 邦彦</p>
事務局	足立副市長、秋元都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、中島都市政策課まちづくり係長
議題(案件)	<p>中心市街地等における景観形成・保全推進事業</p> <p>1 東西軸の取組み</p> <p>2 屋外広告物の取組み</p>
傍聴者	2人

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○中島係長	ただ今から令和5年度第1回茨木市景観審議会を開会する。 開会にあたり、足立副市長からあいさつを申し上げる。
○足立副市長	(あいさつ)
○中島係長	本日の出席状況であるが、景観審議会委員の総数10人のところ、出席者は7人となっており、茨木市景観条例施行規則第19条第6項の規定により、会議は成立している。 なお、景観審議会委員の加我委員、山口委員、村上委員、また、本市景観アドバイザーの武田委員、松本委員からは、欠席の連絡をいただいている。なお、本日は2人の方が傍聴されている。
○中島係長	委員の変更について、年度変わりの人事異動により、新たに大阪府都市整備部建築環境課課長補佐の亀元様に委員をお願いしている。
○中島係長	それでは、茨木市景観条例施行規則第19条第5項の規定により、以後、本審議会の運営を加賀会長にお願いしたい。
○加賀会長	本日の案件は、2つであり、1つ目は「東西軸の取組み」、2つ目は「屋外広告物の取組み」である。 本審議会では、今後の取組みに反映いただくことを目的に、説明・報告を受けたうえで、議論を行っていきたい。 なお、議論の円滑化のため、取組みごとに区切って議論を行いたい。
	1 東西軸の取組み
○加賀会長	それでは、まず東西軸の取組みについて、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、東西軸の取組みについては、令和2年度からの取組成果をガイドラインや景観計画の素案として取りまとめたとのことであった。 本審議会としては、ガイドラインと景観計画の記載内容を中心に議論を行い、必要に応じて取組みに反映してもらうように考えている。各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。
○藤本委員	中央通りと東西通りのコンセプトの違いをもう少し明確にご説明いただきたい。中央通りは店舗も多く、低層部に看板が並び、賑わいが形成さ

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>れているイメージで、東西通りは住宅があってゆったりと散歩するようなイメージである。この違いを活かした歩道舗装の色彩のあり方については、都会的な賑わいのある中央通りは無彩色（グレーなど）がふさわしく、その中でアクセントとなる屋外広告物やサインが出てくると綺麗に見えると感じる。一方、東西通りは緑も多いため、ナチュラルでやわらかい、暖色系の歩道舗装がふさわしいのではないかと。</p>
○福井次長	<p>両通りのコンセプトはご発言の通りである。</p> <p>歩道舗装の色彩については、中央通りは親しみやすさ、交流や賑わいから温かく感じる明るいベージュ系とし、東西通りは緑が豊かで落ち着きある感じを目指すためグレー系を案として提示した。ただ、東西通りが緑とグレー系の色だけだと暗く感じ、ベージュ系の温かみのある方が馴染んでくるとも考えられるので、ご意見を踏まえて検討したい。また、景観アドバイザーの武田委員からも「親しみやすい」という表現について、東西通りの住宅地の多い方がふさわしく、中央通りには活力等といった表現にした方が良いのではといった意見をいただいている。そういったことを踏まえ、再検討していきたい。</p>
○藤本委員	<p>コンセプトに基づき、どういうイメージで展開するのかは専門家とご相談いただいて、決めていただければよいと思う。</p>
○高砂委員	<p>道路幅員は東西通りと中央通りで随分違うのか。感覚的には中央通りの方が狭く感じているがどうか。</p>
○福井次長	<p>道路幅員は概ね中央通りが15m、東西通りが16mであり、全体としては1mしか差がない。歩道はその分若干、東西通りの方が広いが、そこまで違いはないという状況である。</p>
○高砂委員	<p>通りの賑わいの差により1m以上違いがあるように感じる。目指す方向性が両通りで異なるのであれば、ガイドラインでの表現を中央通り、東西通りでももう少し明確化された方がよいと感じる。</p>
○中井川委員	<p>技術革新により、新しいことがどんどん起きているので、ガイドラインにはそういったことも積極的に検討するような内容を入れてもらいたい。また、メンテナンスのしやすさやコスト面も含めて、デザインの方針を位置づけた方が次に繋がると思うので、可能な範囲で検討してもらいたい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○黒川委員	<p>2コア1パークの都市構造に関連して、パークと両通りの繋がりについてもガイドラインに書かれると良い。</p> <p>景観計画で阪急茨木市駅と JR 茨木駅の周辺はにぎわい景観形成地区に指定されているが、パーク周辺も同じように、エリアとして追加指定するなどの議論はこれまでであったのかを確認したい。</p> <p>もう1点、茨木市の特徴として自転車がが多いので、自転車に関する記載をガイドラインの中でももう少し述べられると良いと思う。</p>
○福井次長	<p>まさに本取組みがパークの賑わいを面的に広げていくものであり、本ガイドラインの1章「はじめに」において表現しているところである。</p> <p>パーク周辺については、元茨木川緑地から近接する範囲を元茨木川緑地景観形成地区に位置づけている。また、元茨木川緑地リ・デザインについては、おにクル周辺区間のデザインをおにクルと調整しながら調和を図っていくことで連携している。</p> <p>自転車に関する記載については、ガイドライン6ページにあるように、道路断面の見直しや駐輪施設の配置などの検討が必要であるため、景観面を中心とした本ガイドラインでは具体的な記載は控え、今後の検討としている。</p>
○加賀会長	<p>景観重要公共施設の位置づけについて、おにクルや元茨木川緑地を取り入れてもよいと感じるがどうか。</p>
○福井次長	<p>公園管理者とも調整していきたい。</p>
○亀元委員	<p>府の景観を進める立場として、本ガイドラインのようなワクワクする道路になれば良いと思う。道路管理部局は別になるので、無責任なことは言えないが、中央通りは府が管理する道路であるため、府としてできることはしっかりと考えていきたい。</p> <p>点字ブロックについては、デザインにこだわりすぎると機能面が落ちる恐れもあるため、具体的な検討の際には、障害者も含めた検討をしていただけたらと思う。また、長期的には車椅子の方の通行動線を意識した点字ブロックの引き方についても、ご検討いただけたらと思う。</p>
○福井次長	<p>歩きやすい空間の創出は、ユニバーサルデザインの考えが基本と考えている。ご意見を踏まえて取り組んでいきたい。</p> <p>また、この取組みは中央通りの道路管理者である茨木土木事務所とも協議している。景観重要公共施設に位置づけるには道路管理者の同意が必要になるので、手続きについても茨木土木事務所と調整している。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○池田委員	<p>ガイドライン 13 ページと 19 ページのセットバック空間について、「オープンスペースを確保することとします。」といったかなりしっかりとした表現であるが、何か担保するものはあるのか。</p> <p>また、ガイドライン 25 ページの共用空間利活用の支援では「沿道空間のオープン化に対する助成制度について検討します」となっているが、セットバック内容とリンクしているのかどうか。</p>
○福井次長	<p>道路境界から 1 m 以上のセットバックは現景観計画で位置づけているが、協議次第で実現できない場合もあることから、断言的な表現が適しているかは再検討する。</p> <p>共用空間利活用の支援については、1 m 以上のセットバックのオープンスペースの確保との関連性は持たせていこうと思っている。助成支援の制度設計はこれからなので、具体的なことは申し上げられないが、セットバックすることでオープンスペースを確保し、オープンな設えにするものについて、何らかの助成できないかという方向で検討を進めている。</p>
○黒川委員	<p>ガイドライン 2 ページにあるように、沿道空間と一体になることが道を良くしていく上で重要であると思うので、1 m 以上のセットバックが極力実現できるように考えていただければと思う。</p>
○中井川委員	<p>ガイドライン 21 ページの将来像の実現に向けてについて、ストリートデザイン調整会議は沿道空間についても範囲が及ぶような形の方が望ましく思う。掲載の図でのストリートデザイン調整会議は、沿道には関心がないように見えてしまうので改良してはどうか。</p>
○福井次長	<p>道路空間の整備にあたっては、ストリートデザイン調整会議の場以外に空間の利活用に向けて沿道の方々のご意見を踏まえながら進めていきたいと考えている。</p> <p>沿道空間については、沿道事業者等の多くの方々との意見交換する場の中で、道路とともに沿道の景観もより魅力を高めていくような意識啓発に取り組んでいく予定であるが、ストリートデザイン調整会議の中で、沿道建築物の誘導の話をするのはハレーションが起きる恐れもあるため、まずは、沿道空間の一部を含んだ共用空間において、徐々に意識を高めていく取り組みを行っていきたいと思っている。</p>
○中井川委員	<p>空間再編につながる情報は、早めに沿道事業者等にも伝わるようにした方が良いと思う。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	おっしゃるとおりで、ガイドライン策定後には、沿道事業者等に目指す方向性を示していきたいと考えている。また、利活用にあたっての社会実験等をこれからも沿道事業者等とともに継続して実施していく考えである。
○藤本委員	将来に向けて理想の姿を書いておくことが大事だと思う。沿道建築物の協議や屋外広告物の許可においても、ストリートデザイン調整会議が母体となるなど、地域が景観を考える仕組みを目指していけると良いと思う。
○福井次長	上手く書ききれてはいないが、ガイドライン 26 ページのロードマップでは、「沿道事業者等との意見交換等」を道路空間と共用空間にまたがるように記載している。沿道事業者等との意見交換等の状況を踏まえて、ストリートデザイン調整会議との連携や（仮称）基本計画を作り上げていきたい。
○加賀会長	ガイドライン 23 ページにおいて、もう少し表現をご検討いただければと思う。
○池田委員	景観計画第 10 章について、従来の道路、河川、公園に対する基本方針を削除したのはどのような意図か。景観上では河川、公園も公共施設として重要なものなのでなくなってしまった感じがする。
○福井次長	この章は、指定をした施設の整備の考え方や占用許可の考え方等を書くところと考えており、新たに指定する内容をしっかり書いていこうという整理をしたところである。
○池田委員	10 章自体が指定したことに対する限定した章になるということか。
○福井次長	景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準は、景観法において、景観計画の中で定めることができるとなっている。すべての景観計画は確認できていないが、全国的に景観重要公共施設を指定している景観計画の書きぶりは同じような形で書かれている。
○池田委員	指定のないものについても、景観計画に書かれる方が良いと思うが。
○福井次長	ご意見の趣旨は理解したので、今後の検討課題としたい。
○池田委員	中央通りと東西通りという名前が市民に浸透していないので、もう少し

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	わかりやすい名前にならないか。ガイドラインを読む際は、地図で通りの名称を確認しながらになると思われる。例えばおにクル北通り、おにクル南通りといった名称の方がわかりやすいと感じる。
○福井次長	中央通りと東西通りは道路管理者が公募し、委員会を設けて決めている。通りの名称がわかりづらく、市民に浸透していないということは意見として道路管理者に伝える。本取組みにおいても通りの名称の認知度を上げていくように努める。
○加賀会長	ガイドラインの文言について、断言している部分、推奨する、誘導するというような使い分けがある。どういう意図で使い分けしているのか確認や整理してもらえたらと思う。
	2 屋外広告物の取組み
○加賀会長	次に、屋外広告物の取組みについて、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、屋外広告物の基本的な考え方を景観計画で、具体的な配慮事項をガイドラインで整理されている。 本審議会としては、主に景観計画とガイドラインの記載内容を中心に、議論を行い、必要に応じて取組みに反映してもらうように考えている。各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。
○綿谷委員	屋外広告物の安全点検実施者の資格について、点検を行うことができる者に点検技能講習の受講者が含まれているので、その講習を受ければ誰でも点検をすることができてしまう。安全性の確保のため、資格を持っていることを実施者の条件に加える予定はあるか。
○福井次長	現在運用している大阪府条例において定められている実施者の資格に点検技能講習受講者が定められており、新条例においても引き続き同内容を定める予定である。
○綿谷委員	特殊電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者とあるが、この資格の者は必ずしも広告物の安全点検について具体的な知識があるわけでは

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ないので、点検技能講習会を受講したことも条件に加えるなどの検討をお願いしたい。
○中井川委員	「調和」「配慮」「賑わい」といった言葉が何度も記載されているが、言葉の概念が説明できていないものがあると思われる。また、「調和」などの言葉の概念は時代が変わるにつれて、変わっていくものと思われるため、行政側ではっきりとした考え方を伝えられるように内部資料を持っておいた方がよい。
○福井次長	言葉の使い方について確認し、整理するようにする。
○中井川委員	LEDを使った屋外広告物は強い光源であるため安全上の配慮が必要であり、向きによって通行する人の目に入ることがあると思うので、配慮してもらうための文言を入れた方がよい。
○福井次長	光を発する広告物については景観面だけでなく安全性も考慮して光量を抑えるということは書いているが、表現について再度検討していく。
○綿谷委員	デジタルサイネージによって後ろにある信号機が見えにくくなることがあるため、そのようなことがないように誘導する文言を加えられればと思う。また、広告物の発する光がどの程度の光量まで認められるのかという数値の記載があれば屋外広告物業者にとってわかりやすいガイドラインとなるとと思われる。
○福井次長	意見を踏まえて検討していく。
○藤本委員	21 ページの車体利用広告物について、周囲の運転者の注意を散漫にさせることがないようにというポイントだけ伝えられたらよく、具体的に4コマ漫画などのストーリー性のある広告物を控えるべきであるということは書く必要がないと思われる。 壁面広告物について、たとえば南面と東面に広告物が表示されている場合に、それぞれの面において適切であるかチェックすることになるが、その両面が見える斜めの角度から見たときに、同じようなサインがいくつもついていたり、位置がずれていたりすることがあるので、1つの面ごとにとらえるのではなく、斜めからの視線も意識して立体的に広告物を把握すべきである旨もどこかに記載できればと思う。
○加賀会長	景観計画について、現行計画では9章の項目2として「にぎわい景観形

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	成地区の屋外広告物に関する方針」があったが、変更（素案）の「屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針」の中では、にぎわい景観形成地区も含めて地区ごとに規制していくとい表記に変えたという理解でよいか。
○福井次長	今回は、細かい内容は条例やガイドラインで誘導していくので、景観計画では全体の方向性だけを整理して記載したいと考えている。
○黒川委員	景観計画の中でガイドラインに沿って進めていくという文言が、9章の項目2に書いているので、根拠として問題ないという理解でよいか。
○福井次長	そのように考えている。
○藤本委員	39 ページの適用除外の(11)に「車両、船舶、航空機等に掲出するもの」と書かれているが、ラッピング車両は申請不要ということによいか。
○中島係長	許可申請は車両についても必要であるが、車両は禁止区域を通ることもあるため、区域についての適用のみ外している。許可申請が「不要」となっているのは誤記であるため修正する。
○高砂委員	35 ページの②非自家用広告物禁止路線について、これまで7路線だったものが19路線に増えているが、増えた12路線には現状として非自家用広告物はどのぐらいの数あるのか。
○福井次長	手元に資料がないため、具体的な数字はお答えできないが、大阪府が非自家用広告物禁止路線として指定している路線は広域的なものが多い。本市では山並みへの配慮のため、171号より北側の路線を増やした。 また171号の南側でも広域的な道路ではない道路でも、沿道の田園などには非自家用広告物が設置されているため、そのような道路も指定する予定である。
○高砂委員	収益性のある広告物が含まれていると思われるため、非自家用広告物禁止路線の沿道を全部禁止にするのは厳しいのではないかと。
○福井次長	収益性の有無についても考慮しますが、新たに禁止路線として指定する予定の道路には、どれを見たらよいかかわからないぐらいの数の広告物が掲出されているものもあるため、一定の規制をしていきたいと考えている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○高砂委員	完全に禁止にするのではなく、大きさ、色、間隔などを制限することによって適切なものに規制していくというのも一つの手法として検討してはどうか。
○福井次長	本市の目指す広告景観に即した規制をこれまでから検討してきたところであり、規制一辺倒ではない。非自家用広告物禁止路線については、禁止する範囲を府条例では500mの範囲で段階的に禁止していたものを新条例では100mの範囲と定める予定であり、メリハリをつけているところである。
○加賀会長	以上で質疑を終了する。事務局においては本日の意見や質問を踏まえて引き続き検討いただきたい。
3 閉会	
○加賀会長	本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。 以上で、令和5年度第1回茨木市景観審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。
○中島係長	委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。 次回の景観審議会は、令和5年の10月頃を予定している。 後日日程調整をさせていただくので、よろしくお願いします。 以上をもって、令和5年度第1回茨木市景観審議会を開会する。 (11時55分閉会)